經濟論叢

第132巻　第5·6号

地方税制における利益説と能力説……池　上　　惇　1

内部留保分析批判……野　村　秀　和　15

異種産業間の合併：補完財のケース……高　崎　仁　良　35

不確実性と家計貯蓄行動……内　田　　滋　56

米・欧間「相互浸透」の統計的検証……小　林　世　治　79

経済学会記事

経済論叢　第131巻・第132巻　総目録

昭和58年11·12月

京都大學經濟學會

内部留保分析批判

——角瀬教授の批判に応えて——

野　村　秀　和

はじめに

「工業の巨大な発達とますます大規模な企業への生産の集中の驚くほど急速な過程とは，資本主義のもっとも特徴的な特質の一つである」と，帝国主義論の冒頭に，レーニンが書いて以来，すでに半世紀以上が経過した。現代資本主義の特徴は，ますます利潤原理に傾斜しつつあり，高度に成熟した巨大工業の基礎上に，流通・信用過程からの収奪をも包含した独占的巨大企業を頂点とする個別独占体の蓄積競争にあけくれている。そしてそれは，企業間競争の激化の中で，企業資本の巨大な集中と集積を生み出しながら，同時に，人減し，モノ減しの減量経営が，効率性を追求して展開されるという複雑な過程へと突入してきた。

現代資本主義は，言うならば，企業社会としての性格をますます強めて存在するため，企業分析を欠く現代資本主義の認識は，決定的な欠陥をもつと言わなければならない。しかも，企業の一方の極には，多国籍企業という国境を超えて国際的舞台をその活動の場とする怪物が登場してきているのに対し，他方の極では，中小下請企業の役割を，依然として無視することは許されない二重構造の再生産が存在するのである。その上，事態の認識を混乱させる仮空会社（paper Co.）の意識的活用が，これに附随することを忘れてはならない。

かくして，現代資本主義を科学的に認識しようとするばあい，その経済的実態としての資本蓄積を数量的に計測することは，従来にも増して，重要な課題となってくる。しかしその計測は，企業単位で行なわれる会計数値に基づかざ

るをえないため，以下に述べるように，理論的にも実際的にも，きわめて厄介な問題をかかえざるをえないことになる。

分析方法論にかかわる問題点は，客観的存在でもある個別資本を論理的前提とする資本蓄積を，所有・分配関係を法的に規定する個別企業の企業会計数値によって，如何に計測するか，ということに帰する。

そして，そこでの問題点の核心は，

1　資本蓄積概念の規定と区別およびその具体的展開

2　個別資本と個別企業の差異認識

3　企業会計制度に基づく決算数値の一般的解釈に内在する多様な限界の認識

という，3点にまとめることができる。

I　蓄積指標をめぐる論争点

本稿執筆の直接の契機は，角瀬教授の論文「大企業の利潤と蓄積――公表会計数値による分析的研究」[1] に因る。というのは，教授はその中に分析方法論を直接に展開する「補論」を設け，内部留保概念の検討を行なうなかで，批判の主たる対象を，私見[2]に向けて展開されているからである。

---

1)　角瀬保雄，大企業の利潤と蓄積，「経営志林」第18巻第2号，1981年7月。

2)　主として，拙著「現代の企業分析」1977年。

なお，私が角瀬教授の私見批判を知ったのは，在外研究員として海外出張（1982. 3～'83. 1）する直前であったため，反論の機会を失してしまった。さらに，留学中に，雑誌「経済」（82年6月号）に角瀬教授は，「大企業の内部留保の構造」なる論文を発表され，その中で，大月書店の講座「今日の日本資本主義」第2巻の拙稿，巨大独占企業における資本蓄積の展開，を，同第3巻の山口孝論文，危機への巨大企業と政府の対応，と対比されており，さらに，拙著「会計の基礎知識」（1981）についても，批判的に紹介され，結論的に，「その見解は妥当といえるであろうか」（160頁）との指摘を受けた。

帰国後，これらの経過を知り，また，多くの労働組合や「赤旗」紙などが，基本的に角瀬教授の主張される内部留保の計算方法を採用していることなどから，科学的企業分析の蓄積指標を確立するためにも，この際，具体的に論争した方がよいと判断したのである。

なお，すでに，岡部教授による詳細な批判が提起されていることも，ここに付記しておかなければならないであろう。但し，私見は，みられるとおり，必ずしも，全て岡部教授と同質のものではない。

岡部利良，大企業における「資本蓄積分析」の批判（1），（2），（3），（4）――非科学的「蓄↗

教授が指摘されるように，「今日，複雑，多様化し，全世界的規模で展開している独占資本の蓄積活動を計数的に把握し，表現する手段としての企業の公表会計数値の機能に様々な問題と大きな限界があることのほか，科学的会計学と経営分析論の内部においても分析用具としての基本的概念の理解について小さくない見解の相違が存在している〈ことは事実である。それ故〉本稿は実証的な分析を中心課題としてはいるものの，その背後には筆者の方法論的な問題提起というものが秘められており，筆者の立場と他の諸見解との分岐点を明確にするため，特に補論を設けて，理論上の問題点にも論及している。筆者としてはこれが，独占分析の基軸にすえられるべき蓄積分析の方法がより一層科学的に発展する機縁となることを願っている」[3] とされるのである。

企業分析の指標の取り扱いは，多岐にわたるものであるが，ここでの主題となる蓄積指標は，現代資本主義分析に直結する企業分析の基本的指標である。このような重要な位置にある指標をめぐって，概念上の認識とその具体的計数処理につき検討を深めることは，教授の願いである「蓄積分析の方法がより一層科学的に発展する」ことに寄与するものであろう。ここに，教授の批判に反論する形で提起する私見は，すでに発表した方法論に基づくものではあるが，それをより具体化し，あわせて，今日の企業分析方法論の基底にある公表会計数値の科学的認識についての一つの総括としたい。

論争点とされている項目を，角瀬教授は，第1表のように整理されている。したがって，具体的には，公表利益留保（私見）と公表内部留保（角瀬）については，他の論者たちとはちがい，私と角瀬教授の見解は完全に一致をみるのである。しかし，広義のそれ（すなわち計算制度上の内部留保と実質内部留保）については，①資本準備金，②減価償却引当金の2項目について，明確な差異が認められる。さらに，退職給与引当金を中心とする固定負債性引当金については，計算処理では一致するものの，その概念規定には大きな差異が認められ

＼積＝留保利潤」論について，「龍谷大学経済経営論集」第22巻第1～4号，1982年6月，9月，12月，'83年3月。

3) 角瀬保雄，前掲論文，「経営志林」30ページ。

第1表　内部留保概念の異同比較

科目		①	②	③		④		
		労旬共著		山口孝		野村秀和		
		旧版	新版	企業分析		現代の企業分析		
		1971	1975	1977		1977		
法定準備金	資本準備金	○	○	○	○	×	×	
	利益準備金	○	○	○	○	○	○	
その他の剰余金	諸積立金	○	○	○	○	○	○	
	未処分利益	○	○	○	○	○	○	
負債性引当金	流動	○	○	×	○	×	×	
	固定	○	○	×	○	×	○	
特定引当金	諸準備金	○	○	○	○	×	○	
評価性引当金	貸倒引当金	○	○	×	○	×	○	
	減価償却引当金	×	○	×	○	×	○	
用語		蓄積	内部留保	内部蓄積	内部資金	公表利益留保	計算制度上の内部留保	公内

（注）○印は算入，×印は非算入を表す。
〔出所〕角瀬保雄，大企業の利潤と蓄積，「経営志林」1981年7月，51ページ。

るのである。

以下，基本概念を明らかにした上で，個別項目毎に，批判的検討に移ることにしよう。

II 蓄 積 概 念

蓄積概念の経済学的定義は，蓄積を如何なる次元で捉えるかによって，必ずしも一様ではない。

マルクスは，資本の蓄積を直接的生産過程に限定して，「剰余価値の資本としての充用，または剰余価値の資本への再転化は，資本の蓄積と呼ばれる」[4]と定義した。これは，資本蓄積概念をもっとも抽象的に述べたもので，その限りでは，その本質を明確に示してはいる。しかし，この概念をストレートに適用できる対象は，社会的蓄積においてであって，個別資本やましてや個別企業の資本蓄積には，何の媒介もなしにこの概念を適用することは混乱を持ち込むだけである。

しかも，このような資本蓄積概念は，資本集積——生産手段と労働指揮の集積——とも呼びうるものであるが，同時にそれは，集積とは明確に区別される集中[5]を伴っている，すなわち「社会的蓄積の進展という場合には，そこには——今日では——集中の作用が暗黙のうちに含まれているのであり」[6]，結局，「資本の蓄積は同時に資本の集積と集中とを伴」[7]うことになるのである。

社会的蓄積においての集中概念の包含は，すでに，この論理段階において，信用制度を包摂していることを示す，すなわち信用制度は，当初は蓄積の控えめな助手としてこっそりはいってきたのだが，「ついには諸資本の集中のための一つの巨大な社会的機構に転化」[8]している歴史的段階を前提としているの

4) K. マルクス，「資本論」大月書店版，第1巻，754ページ，（第7篇，第22章，第1節）。
5) K. マルクス，「前掲書」第1巻，816ページ，（第7篇，第23章，第2節）。
6) K. マルクス，「前掲書」第1巻，818ページ，（第7篇，第23章，第2節）。
7) K. マルクス，「前掲書」第1巻，846ページ，（第7篇，第23章，第5節）。
8) K. マルクス，「前掲書」第1巻，817ページ，（第7篇，第23章，第2節）。

である。かくして，信用制度に依拠した資本の集中過程が集積と結合して展開される場は，個別資本間の競争を論理的前提として導入した段階の社会的蓄積といわなければならない。

したがって，資本の蓄積概念を問題とするばあい，すくなくとも，

1　社会的蓄積と個別資本の蓄積の区別

2　現実（主として生産）資本の蓄積と貨幣資本や擬制資本（有価証券や債権など）の蓄積の区別

の二点が，明確に意識される必要があるのである。

従来までの蓄積指標の展開は，必ずしも明示的，意識的にではないが，現実資本の社会的蓄積という抽象的次元での経済学的範疇を典拠としたものであることが多かった。なかでも，金融的術策などという信用制度と競争を媒介とする蓄積の現象を問題とするばあいには，論理的に，個別資本や擬制資本を主軸にして認識しなければならないにもかかわらず，この点の理解は必ずしも十分であるとは言い難いのである。

資本の集中は，多数の個別資本の存在を前提にしており，「この過程はただすでに存在し機能している資本の分配の変化を前提するだけで」[9]，社会的資本の蓄積を意味するものではない。それはあくまでも，特定の個別資本の蓄積であり，まさに競争の一形態でありながら，その後の社会的生産力の発展を生み出す積極的要因となっている。

さらに，事態の認識をより現実過程に近づけるならば，「生産過程の発展は信用を拡大し，そして信用は産業や商業の操作の拡大に導くのである」[10]。この段階で，ようやく，個別企業次元の問題として，資本蓄積を取り扱うことになる。企業分析による蓄積指標を検討できるのは，このような具体的段階ということを，十分認識しておく必要があろう。

したがって，集中は社会的蓄積を構成しないにもかかわらず，個別資本の蓄

9) K. マルクス，「前掲書」第1巻，816ページ，（第7篇，第23章，第2節）。
10) K. マルクス，「前掲書」第3巻，615ページ，（第5篇，第30章）。

積にとっては有力な手段となっていること。その上，その集中は，現実資本の集中に限定されず，将来生みだされるであろう剰余価値にまでも及び，擬制資本の形態で，異常なまでに進展する。

個別企業の特質を個別資本に対置して説明すると，

1　資本循環する個別資本の部分又は一側面を人為的に分割し，法的には有限責任によって運営される計算単位，

2　個別資本を，所有・分配関係の面から規定・分割する法律上の形式的単位，

という二つの性格に整理することができよう。

個別資本は，本来，各産業毎に存在する産業資本として，生産資本，商品資本，貨幣資本の形態転化を経て，それ自身自己完結を遂げる循環総過程を包含する。もちろん，この循環過程は，剰余価値の生産と実現そしてその資本への再転化を含む拡大再生産の過程であると同時に，かかる集積をいっそう飛躍的に発展させる槓杆ともなる資本集中を同時に伴なうことはすでに指摘したとおりである。

競争を媒介に展開される個別資本の蓄積過程は，自らの生み出した剰余価値の確保にとどまらず，他の個別資本の生み出した剰余価値の分配分，さらには信用制度による資本集中――この中には，所有関係の変化を伴なうもの（例えば，贈与など）から，所有関係の変化はみられないにしても将来の分配関係に影響をもたらすものまでがある――を含む。そしてそれは，個別の債権・債務関係から，有価証券市場の社会的制度としての確立という擬制資本市場の整備とその法的保護によって完成される。そしてこれらの事態は，金融的術策の活用の場を投機者に与えることになる。

しかも，かかる段階は，すでに個別資本が単なる一産業内の資本としての地位から，複数の産業界そして国境を超えた舞台をその活動の場とするような独占的個別資本にまで成長していることを意味する。このような個別資本の成長段階に照応する個別企業は，企業一般としての共通的性格を形式的に持ちなが

ら，その実質は，独占的個別資本の活動舞台をそのまま反映するようなコングロマリット的多国籍企業から，個別独占体の細分化された，一部分，一側面，一過程のみを担当する下請零細企業にいたるまでの，多様な変種をかかえ込んでいるのである。

その上，個別企業は，資本循環の一過程を現象的には「自立」させて企業化しており，製造・流通・金融・サービス等の諸機能が「自立」したり，さらにそれが細分化されて「自立」するという形態をとる。しかも，各企業は，見かけの上では，資本投下，給付提供，債権回収，再投下という資本循環の自己完結運動を行なっているかのように活動している。

したがって，個別企業での蓄積概念は，直接的生産過程内での剰余価値の資本への再転化にとどまらず，その諸機能によって分配を受ける剰余価値のすべて（したがって，自ら生み出したものでも，他の企業に帰属するものは含まれない）すなわち利潤の蓄積を中心にしながら，集中によって確保した蓄積まで含むことになる。この場合，所有権の移転による帰属部分は，個別企業の利益とみなしうるが，所有権の移転のない集中で，将来の分配関係の変化のみに影響を与える部分は，損益計算上の利益とはみなされない。しかし，それは，個別企業の蓄積概念の中に包摂されるべきだというのが，私の見解である。後述するように，私は，このすべてを，留保の中に含めているのではない。留保に含める範囲は，制度的留保という名称からも明らかなように，損益計算制度として社会的に定着している部分に限定しており，個別的支配関係による集中力は，個別分析の中では重視されても，それは臨時的，特殊的なものとして，留保の一般概念からは除外している。

すでに述べたとおり，個別企業次元では，集中の役割が決定的に重要となる。このばあい，財産は，現実的財産のみならず，信用制度に基づく請求権も含まれる。これは擬制資本の資産性を認めることであり，ひとたびこのような事態が成立すると，個別企業の蓄積は，請求権の蓄積を異常なまでに膨張させることになる。マルクスは，「国債という資本の蓄積が意味するものは，……租税

第 1 図

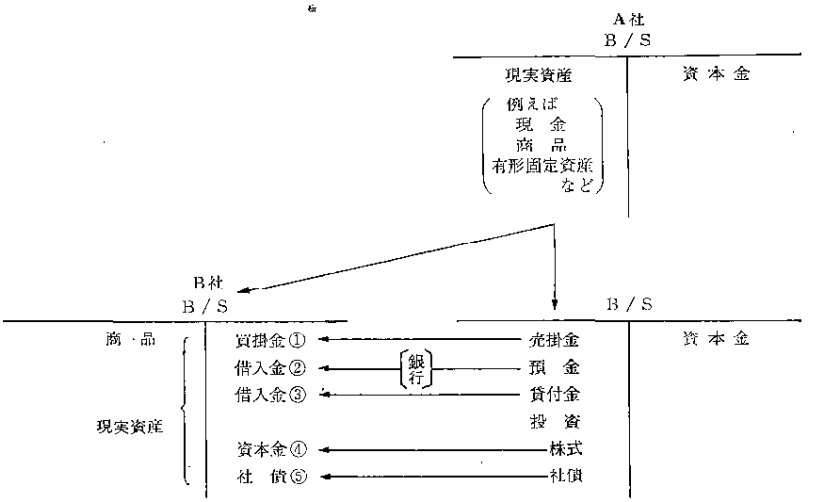

額のうちからある金額を先取りする権利を与えられた国家の債権者という一階級の増大以外のなにものでもない。このような，債務の蓄積でさえも資本の蓄積として現われることがありうるという事実には，信用制度のもとで起きる歪曲の完成が現われている」[11] と書いたが，個別企業の蓄積も，信用制度のもとでは，歪曲された形をとらざるをえないのである。

個別企業の資本蓄積の中に，擬制資本を含めるばあい，個別企業の資産や資本金の合計が，社会的な現実資本の蓄積と一致しないのは，迂回的・通過的取引による企業間信用の累積による。その関係を単純化して図示したものが第1図である。すなわち，当初に現実資本がA社に投下（元入）され，それがB社に引渡される関係は，①商品の掛売り，②銀行を経由した貸付，③直接的な現金貸付，④出資，⑤社債購入，等々に具体化される。

この結果，社会的に存在する現実資本は，A社からB社に移行しているものの，その金額が増加したわけではない。しかし，企業統計として計算される資

11) K. マルクス，「前掲書」第3巻，609ページ，（第5篇，第30章）。

産合計（投下資本合計）は2倍になっているのである。

実態が以上のようなものであるにせよ，社会的機構としての信用制度が確立されている以上，個別企業次元での蓄積や資本運動から，請求権という形の債権資産を排除することは不可能であろう。この点は，現実資本の代表ともみられる現金自身が，現状では，不換紙幣でしかなく，それは国家権力の保証する請求権としての意味しか持たないことを考慮すれば，なおさら理解される筈である。

したがって，個別企業次元の蓄積は，剰余価値の資本への再転化を社会的基礎とするとはいえ，それと短絡的に直結するような概念で規定しきることはできないのである。以上のような認識にしたがい，企業次元の蓄積は，単一ではなく多様な指標によって求めざるを得ないこと，なかでも内部留保を蓄積概念と同一視するのでなく，その一部分とみなすことなど，会計計数を指標として取り扱うにあたり，会計固有の論理を考慮に入れながら，経済学的概念である蓄積を問題にしなければならない。さしあたりその第一段階として，法的な所有・分配関係に直接関連する資本と利益の区別，次いで，損益計算制度の吟味から，利益に限定せず，収益控除の一部である内部（自己）金融源泉の位置づけを深めることが必要になる。以下，個別指標について展開することにしよう。

III　個別企業の蓄積指標

資本蓄積の実態を個別企業次元で計数的に測定しようとすれば，唯一の指標でそれを示すことは，およそ不可能といわなければならない。理論的には，社会的蓄積を構成する部分，社会的蓄積ではないが特定の個別資本の蓄積となる部分，特定の個別企業への集中の形態による部分そしてさらに擬制資本（請求権）の形態による集積などが，これに包摂されるであろう。さらにそれらは，利潤の再分配でもある所有帰属の変化を伴う集積と集中の他に，所有権の移転のない集中などのさまざまな形態をとっている。したがって，これらの諸要素が，複雑に混合している会計計数から，蓄積指標を取り出すばあい，少なくと

も，次に示す3指標以下に単純化することは許されない。すなわち，成長性指標，収益性指標および留保力指標である。

角瀬教授は，「蓄積分析において，その基軸にすえられるべき概念に内部留保」[12] をあげ，「広義には……資本の集中を包含している」[13] としながらも，「狭義の蓄積といわれる内部留保＝集積の程度を明らかにするのに用いられるのが貸借対照表である」[14] として，蓄積を内部留保に直結するだけでなく，その資料を貸借対照表に限定されている。なお，損益計算書にかかわる資料は，蓄積とは別の収益構造を示す資料とされている。

しかし，蓄積の水準を具体的に捉えるばあいに留意すべき点として，以下に示すマルクスの指摘は重要である。「蓄積の第一の条件は，資本家が，自分の商品を売ること，また，こうして手に入れた貨幣の大部分を資本に再転化させることをすでに済ませているということである。以下では，資本はその流通過程を正常な仕方で通るということが前提される」[15] すなわち，実現と資本循環の正常化がきわめて重要な要件とされているのである。この点を具体化すれば，成長性指標と収益性指標とが正常で，しかもバランスを有するばあいということになる。したがって，留保力に焦点をしぼることなく，蓄積はこの3つの指標の総合的把握で認識されなければならないのである。

成長性指標は，言うまでもなく，貸借対照表項目に限定されず，損益計算書項目も含む。また，非財務データーも排除すべきではない。主要項目は，貸借対照表合計，売上高，有形固定資産，経常利益，従業員数の5項目であるが，この他に，売掛債権，仕入債務，在庫，借入金，自己資本，拠出資本，営業利益，当期利益，有価証券，投資等々，財務諸表の重要項目がこれに含まれる。これらには，企業会計計算制度に基づく集積・集中の「総体」が含まれている。

〔注記〕 企業資本の成長性指標は，言うまでもなく，人為的に分割された

12) 角瀬保雄，前掲論文，「経営志林」51ページ。
13) 角瀬保雄，前掲論文，「経営志林」42ページ。
14) 角瀬保雄，前掲論文，「経営志林」36ページ。
15) K. マルクス，「前掲書」第1巻，735ページ，（第7篇）。

計算単位の所有財産に限定されている。そのため金融的集中は計数に含まれるが，物融的集中（リース・レンタル資産）は排除されている。また，原価主義に基づくため，含み資産額は表れない。さらに，評価性引当金や手形の割引・譲渡や偶発債務などの表示が，直接法か間接法かのいずれの形式によるか，或は，対照勘定で処理されるか脚注表示になっているか等々によっても，指標の計数は影響を受けることになる。これらの内容をふまえて，「企業会計計算制度に基づく集積・集中の『総体』」というのである。

収益性指標は，損益計算書の項目を中心に，貸借対照表項目との関係比率をも含み，機能資本の経営効率，分配利益の効率などが検討される。ある種の指標は，成長性指標にも含まれる共通指標となっている。

主な項目は，損益計算書で区分計算された売上総利益，営業利益，経常利益，当期利益である。次に，これらの利益を売上高，貸借対照表合計，自己資本などと対比した各種の利益率。重要項目と売上高との対比による各種売上高利益率や貸借対照表項目の回転率。そして，営業外損益差額分析，特別損益差額分析などが加わる。

内部留保指標を検討するにあたり，まず，この指標は，個別企業の蓄積を示す留保力の中の１つの指標であること，したがって，この指標をもって蓄積とすることは，きわめて短絡的であると言わなければならない。ここで問題とする内部留保は，利益の集積である残留利益を中心とするとはいえ，それにとどまらず損益計算制度による制度的留保を加えたものである。このことは，企業内留保力の構成物でもある含み利益を排除するだけでなく，一時的，特殊的資金留保例えば支配力を活用した流通信用に基づく回転差資金などをも含めていないことを意味している。この点は，私が資金留保一般を内部留保の中に含めている（角瀬教授の誤解の１つはこの点にかかわっている）のではないことを示すものである。

制度的留保の内容は，減価償却引当金，退職給与引当金などいわゆる内部

（自己）金融による資金留保である。これは資金一般の留保でなく，損益計算制度に基づく集積としての内部留保という概念規定に基づいている。すなわちそれは，損益計算制度上，収益から控除されながら支出にならないで企業内に集積されているのである。その理論的性格は，利潤の費用化部分と本来の費用とが含まれているとみられるが，その区分は計算技術的に困難であり，一定の条件の下では，両者合わせて支出にならず，企業内に半永久的に留保され，企業資本に再転化して機能しているのである。

したがって，内部留保指標は，当期増分としてのフローと累積額として示されるストックの二種類で，公表利益留保，評価性引当金，固定負債性引当金で構成される。

IV　論争点の項目吟味

A　資本準備金をめぐる問題

角瀬教授は，資本準備金についての自説を展開する中で，その代表的なものとして，株式プレミアムを例にとり，「資本金と同じ株主の払い込んだ資本の一部というよりも，源泉は異なっても利益の内部留保と変わらない」[16] として，利潤の資本への再転化である蓄積の中に積極的に含められていることはよく知られている。

資本説を採る私見に対しては，利益説の立場からの批判の他に，資金的見地から計算制度上の内部留保を認めている以上，「それと同じ論理からするならば，これも利益留保ではないが，無償の払込資本として資金的には内部留保に加えるべきということにならないであろうか」[17] と疑問を表明されるのである。

論点は，資本準備金を利益とみることが正しいかどうかである。問題を検討する上で，株式プレミアムに例をとろう。

所有制度上からいえば，株主は，出資額の資本金の部分のみならず，払込剰

16）角瀬保雄，「経営分析入門」1979年，70ページ。
17），18）角瀬保雄，前掲論文，「経営志林」54ページ。

余金についても持分を有する。払込剰余金の部分の所有権を放棄しているという制度上の事実は存在しない。したがって，「無償」の払込資本という断定は如何なる根拠から主張されているのか理解に苦しむ。又，機能資本家(経営者)や支配株主に，その部分の所有権が移されたわけでもない。機能資本家たちが，重大な影響力を及ぼすのは，資本金も含めての拠出資本総額に対してであって，払込剰余金の部分にのみ，彼等の支配が限定されているわけではない。

さらに，投下資本とその資本としての機能により稼得した利益との区分は，きわめて重要であり，その意味では，資本取引と損益取引の区分は，現行会計制度に問題が無いわけではないが，必要な原則と考えるべきである。その場合，資本金はしたがって払込剰余金も，制度上の概念であり，経済的意味からいえば，両者の区別は成立せず，いずれも，元入資本（追加元入も含む）となる。そして，その資本とその運用成果とを区別することが，経営実態を捉える上で不可欠なものであることは多言を要しない。

要するに，払込剰余金を，資本の運用によって得られた利益とみなす論拠はない，又，贈与等にみられる所有権の移転もみられないことから，他の源泉による利益とみなす根拠もない。

現行商法が，資本準備金として限定している3項目は，基本的には，資本の拠出または資本の修正と考えられるので，これらは資本金をも含めて，資本集中としての自己資金を構成する。したがって，成長性指標に関連するが，集積を意味する内部留保には含めることはできない。なお，旧原則でいう「その他の資本剰余金」については，所有関係からでなく，政策的な「資本維持」論を論拠とするもので，各項目ごとに性格のちがいもあるが，ここでは，一括して，資本取引とは考えない。

角瀬教授のプレミアム利益説の積極的展開は，創業利得概念，還元の低くさ，商法改正にみせた経団連の意見など[18]である。

創業利得概念と企業者利得概念は，利子率と利潤率の差に着目した概念で，それを資本差額として捉えるか，利益差額に焦点を合わせるかのちがいである。

したがって，これはレバレッジ効果として，他人資本にも生ずる。その場合，借替えによる借入の継続が前提される場合，企業者利得を利潤率で資本還元した金額は，企業機能資本の循環から離脱させても，資本の正常な単純循環は維持される。しかし，このことから，この部分に該当する借入金を負債ではなく，利益と主張することになるのであろうか。

また，創業利得とみなされる出資額は，払込剰余金に限られるものではない。条件によっては，資本金の一部をも含みうる。

また，個別企業は，法的な所有・分配の計算単位と考えると，所有権の放棄が贈与の形で実現する場合を除いて，出資者の法的，経済的所有権は存続しているのである。プレミアム還元は，支配株主や機能資本家と一般株主との力関係により，歴史的にも業界別にも差異があるのは当然であり，この低くさをもって，プレミアムは奪われたものと言うことにはならない。さらに言えば，還元が無かったとしても，それをもって，所有権の放棄とみることはできない。

現行商法は改正により，原則として発行価額を資本金とすることになった。したがって，額面は資本金と連動せず，額面を超えるプレミアムが払込剰余金と一致することは特殊な場合を除いて存在しない。払込剰余金制度に関しての経団連の発言も，機能資本家集団の支配力を有効に維持するためであって，それをもって，払込剰余金を利益と主張するには飛躍があると思われる。むしろ，資本金組入れと欠損補填以外に使えない条件をもつ払込剰余金については，配当率，減資などの場合の計数上の公表効果とかかわる面から経団連の拡大要求が出てきたもので，それをもって，利益説の根拠とすることはできない。

プレミアムが創業利得概念を含む複雑な要因に依って優良企業に発生することは，優良企業が，信用制度に基づく競争の中で，資本集中においてきわめて強い力を発揮していることを示すものではあるが，それをもって，当該企業の利益の集積と結論づけることは，以上のような諸点からして，理由はないというべきである。

資本蓄積を論理的に具体化していくと，まず第一段階では，元入れと追加元

入れで構成される拠出資本とその機能によって稼得した利益の区分が問題となる。拠出資本は，制度上，資本金と資本準備金に分かれるが，利益との対応では，この区分には実質的な差異はない。

第二段階では，拠出資本に留保利益を加えた自己資本と利益との区分である。ここで利益は，ストック概念として自己資本に含まれる前期利益のうちから留保される部分と，フロー概念として当期に稼得される利益とに分かれる。

第三段階では，当期利益を生み出す機能資本を具体的に検討すると，自己資本に限定されず，他人資本も活用している。もっとも，他人資本は，利潤を稼得するが，そこから利子が流出し，企業者利得と概念される部分のみを，自己資本への帰属物である利益に加える。しかし，その他に，制度的留保の項目が，損益計算上では費用とされながら，支出を伴わないため，その分だけ収益として実現された資金を企業内に留保することになる。これは，単なる資金一般の集中ではなく，集積に準ずるということで，内部留保に加えているのである。

B　減価償却引当金をめぐる問題

評価性引当金の貸倒引当金については，角瀬教授との間で意見のちがいはない。しかし減価償却引当金については，大きな差異がある。角瀬教授は「一般的な内部留保の推計においては，減価償却については特別償却引当金のみを加算するにとどめているが，この方法が便宜的ではあっても，最も実際的である」[19] と述べ，内部留保は利益留保でなければならず，減価償却引当金は，特別償却を除いて費用性であるとされる。したがって，私見が，制度上の留保として，これを加えることについて，「それは，利潤の内部留保というより資金の内部留保を意味するので，内部資金」[20] とすべきであると批判される。

マルクスは，生産資本中の固定資本の回転に関連して，「部分的な更新が行なわれながらだんだん事業が拡張されて行く場合については，次のことを述べておこう。われわれが見たように，固定資本は生産過程で引き続き現物として

19), 20) 角瀬保雄，前掲論文，「経営志林」52ページ。

働いていても，その価値の一部分は，平均摩滅度に応じて，生産物といっしょに流通し，貨幣に転化していて，それが現物で再生産されるまでの期間は資本補塡のための準備金の要素をなしている。固定資本価値のうちのこのように貨幣に転化した部分は，事業を拡張したり機械に改良を加えてその効果を高めたりするために役だつことができる。こうして，長短の期間で再生産が行なわれ，しかも——社会の立場から見れば——拡大された規模での再生産が行なわれる。それは，生産場面が拡大される場合には外延的であり，生産手段の効果が高められる場合には内包的である。この拡大された規模での再生産は，蓄積——剰余価値の資本への転化——から生ずるのではなく，固定資本の本体から分かれて貨幣形態で離れた価値が，同種の新たな，追加的かまたは少なくともいっそう効果的な固定資本に再転化することから生ずるのである」[21] と述べていることは周知のことである。

この説明は，現実資本の現物更新における回転の差異が，事業拡張の場合に，社会的拡大再生産をもたらす事実を指摘したもので，「ローマン，ルフチの拡大効果」としても知られている。言うまでもなく，これは正常な価値回収を論理的前提としているが故に，この拡大は，剰余価値の資本への転化としての蓄積ではない。

しかし，ここでのマルクスの指摘は，会計計算の減価償却とまったく無関係ではないが，それと同一のものと結論づけることは出来ない。企業会計制度が対象とするのは，生産資本に限定されるものではない，その上，会計上の減価償却額は，償却資産の耐用年数，残存価額，償却方法の３つの要素に規定される。比較的に客観性をもつのは残存価額であるが，耐用年数になると経済的減価要因の評価に大きく影響されるので，普通償却の場合でも，償却額に利益を含んでいる可能性が高い，また，通常用いられる定率法は，早期加速償却の手段である。

したがって，このような計算制度上の内容からも，当期減価償却費の中には

21) K. マルクス，「前掲書」第２巻，209～210ページ，（第２篇，第８章，第２節）。

利益償却的要素を多分に含んでいること，しかも，費用と利益を単純に区分する一般的処理を制度化することは，事実上不可能であることを認めざるをえない。このような認識に立ってみると，減価償却費は，損益計算上，収益の控除でありながら支出にならないため，それだけの内部資金を企業内に集積し，それが規模拡大の設備投資が続く限り取り崩されることなく増加を続け，しかもその中に利益の費用化部分を含むというのが，その実態ということになる。

角瀬教授は「蓄積と資金とは深い関係があることも明らかなので，内部留保と資金との関連を理論的に整理しておくことは，実践的にもきわめて重要といえる。こうした点をふまえるならば，資金としての内部留保概念にもそれなりの意義を認めることができよう」[22] として，資金問題を無視できない現実を認識されてはいるが，そこでも，なお，資金一般という意味でしかない。

私の主張は，資金一般という理由からではなく，損益計算制度によって社会的「認知」を得た収益控除資金であるが故に，これを個別企業の蓄積指標の1つである内部留保に含めるべきだとしているのである。それは，生産資本の回転の長さからくる価値補塡計算とは，本質的に異次元な個別企業次元の計算制度として存在する減価償却の実態を，具体的に捉えた結論なのである。

C　退職給与引当金をめぐる問題

角瀬教授は，「退職給与引当金がこのように複雑な性格をもたざるをえないのは，かつてのように退職金の支給が企業の側からの一方的な恩恵に基づくものでになく，労働者の権利として確立されるようになった歴史的な変化があげられる。……したがって，その費用性＝負債性を全く否定するわけではないが，主要な性格，役割はいぜん留保利益性にあるということになる。費用性＝負債性と留保利益性が混在しているという意味では『灰色的』性格のものということができよう。その点では減価償却引当金と類似したところがあるといえる。……『量的』区別よりも『質的』区別を重視する見地と，処理上の便宜性とか

22) 角瀬保雄，大企業の内部留保の構造，「経済」1982年6月号，161ページ。

ら，減価償却引当金を全額費用に算入したのとは反対に，退職給与引当金については全額内部留保に算入する立場を，筆者はとっているのである」[23] と述べられる。

教授は，減価償却引当金は完全に費用性であり，退職給与引当金は完全に利益性であると主張されているのではない。にもかかわらず，質的区別と処理上の便宜性から，両者を正反対の項目に区分されたことを告白されたといえよう。

退職金制度は，わが国労働運動の闘いの成果であると共に，企業にとっても，社会保障の低くさの下で企業別労使関係の「健全」な維持のために必要な制度であった。したがって，少なくとも，正規職員に対しては，労働協約による成文の規定を有するか，それが無くても，就業規則に退職金規程が，一般的に制度化されている状況にある。

もちろん，これを，企業としては節税と蓄積の手段としていることは言うまでもない。しかし，だからといって，退職給与引当金を利益と結論づけることになるのであろうか。この制度の定着には，低賃金と社会保障の低くさに対する労働者の要求が基底にあることを無視できない。実態としても，業績に左右される賞与と異なり，協約で労働者が事前に受取額を計算しうる後払賃金としての性格を否定することは無理があろう。

通常の賃金や賞与が発生主義で計上されているのに対し，退職金については厳密な現金主義の適用の主張や労働者への利子支払の有無，そしてその基金が労働者に管理されていないという現状から，単純に利益性が主張されている。もっとも，現行税法による限度40%が妥当であるわけではないし，最近，大蔵省が，法人税増収のために，さらに10%の圧縮を検討しているなどの動きは[24]，当局自身が現行の限度40%を，政策的に決定していることを示すものであろう。また，岡部教授は「退職という条件がみたされなければならない」[25] という点

23) 角瀬保雄，大企業の利潤と蓄積，「経営志林」1981年7月，53～54ページ。
24) 1983年9月30日付各紙。
25) 岡部利良，退職給与引当金費用性の吟味，「税経通信」1955年11月号，30ページ。

に着目し，退職までは「費用性の予定された利益留保」[26] という苦心の判断を示されている。

通常，わが国企業では，退職金制度は定年制と結合している。したがって，決算時点で次年度末までの定年退職者に要する退職金必要額は計算可能であり，その金額は，次年度中に逐次，機能資本の循環から離脱する。したがって，その部分を決算時点で費用に計上することは認めてもよいであろう。さらに，全員の退職金要支給額（限度100%）は，潜在的な労働債権の性格を有するので，その金額を上限として，それを退職金基金として，企業資本の循環から離脱させ，その使途を労働者福祉事業に限定し，労働組合もしくは労使の協同の管理に委ねている場合に限り，この基金に対し，労働者の事実上の所有権を認めたことになるので，費用として認めてもよいと考える。なお，臨時的な中途退職（転職）者についての扱いは，その都度，退職時点による発生主義で処理すればよい。

したがって，現行制度上の退職給与引当金には，相当部分の利益性留保が含まれるが，そのすべてを利益と断ずるには無理がある。労使関係や社会保障のあり方などと関連し，今後，この制度自体にも変化のきざしがみられるが，現状では，損益計算制度上，収益から控除されて集積し，累積額のすべてが支出されないという点で，制度的留保に含めることになるのである。

26) 匠部利良，前掲論文，36ページ。